参議院法制局インターンシップに関する覚書

　参議院法制局と○　○　○　○（学校名）（以下「大学等」という。）は、○　○　○　○（氏名）（以下「実習生」という。）の参議院法制局におけるインターンシップ（以下「実習」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第１　基本的役割等

　１　参議院法制局は、上記の学生を令和５年９月４日から令和５年９月８日までの期間（以下「実習期間」という。）、実習生として受け入れ、実習をさせることとし、その期間、実習生に対して必要な指導・助言を行う。

　２　大学等は、実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。

　３　参議院法制局と大学等は、実習の実施に当たり、お互いに連携・協力を行う。

第２　実習の時間、場所等

　１　実習の時間

　　　実習の時間は、１０時から１７時３０分まで（以下「定時」という。）とし、このうち、１２時から１３時までを休憩時間とする。ただし、実習生の指導、監督等を担当する者として法制局長が定める職員（以下「指導員」という。）が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得た上、定時以外にも実習を行うことができる。

　２　実習場所

　　　実習場所は、参議院法制局（千代田区永田町１－１１－１６）とする。

　３　賃金等の不支給

　　　参議院法制局は、実習生に対し、賃金、報酬、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

第３　実習中の遵守事項等

　１　大学等は、実習生に以下の事項を遵守させるために、必要な指導等を行うものとする。

　　(1) 実習生は、実習の開始前に、規律の遵守に係る誓約書を参議院法制局に提出するものとする。

　　(2) 実習生は、実習に専念しなければならない。正当な事由により実習を受けられない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡し、その指示に従うこととする。やむを得ない場合には、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。

　　(3) 実習期間中、実習生は、国家公務員としての身分は保有しないが、指導員の指導・監督等に従わなければならない。

　　(4) 実習生は、参議院法制局における実習中に知り得た秘密について、大学等を含む部外者に漏らしてはならない。実習中に知り得たその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後も同様とする。

　　(5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に参議院法制局の承認を得なければならない。

　２　参議院法制局は、実習生としてふさわしくない行為があったときは、その実習生の実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに、大学等にその旨を通知することとする。

　３　実習生の懲戒に関する責任は、大学等が負うものとする。

第４　実習中の事故等に伴う災害補償等

　１　大学等は、実習に参加する実習生に対し、実習に先立ち、傷害保険及び賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入させるものとする。

　２　実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。なお、大学等及び実習生は、当該保険の保険金の範囲内で参議院法制局に対する求償権を放棄する。

　３　実習生が参議院法制局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、実習生の加入する保険により補償する。保険の範囲を超える損害については、実習生が責任を負うものとする。

　４　上記１から３までの保険に関する必要な手続等は、大学等が行うものとする。

第５　個人情報の取扱い

　　参議院法制局は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、参議院法制局は、実習生の個人情報を本人の同意なく実習の実施以外の目的には使用しない。

第６　協議等

　１　本覚書に定めがない事項等で疑義が生じたものについては、参議院法制局と大学等が協議して決定するものとする。

　２　実習に関する手続、連絡調整、協議等における参議院法制局側の窓口は、参議院法制局総務課が行う。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、参議院法制局及び大学等が記名捺印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

令和○年○○月○○日

　　　　　参議院法制局総務課長　　　○　○　○　○

　　　　　○○○○○○○○○○○　　　　　○　○　○　○

　　　　　（総括責任者）